

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

企業立地促進計画 （変更案）

※変更箇所は網掛け

平成25年 6 月 10 日 作成
平成25年 8 月 8 日 変更
平成27年 10 月 30 日 変更
平成29年 9 月 15 日 変更
令和 3 年 4 月 〇 日 変更

福 島 県

1 計画の位置付け

- 企業立地促進計画（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して定める計画である。
- 本計画では、法第18条第1項の雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域。）の復興及び再生の推進に資する事業であって、福島復興再生特別措置法施行規則（以下「法施行規則」という。）第11条各号に掲げる事業（以下「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）を実施する個人事業者又は法人（以下「企業」という。）の立地を促進することにより、避難解除等区域における安定した雇用機会の確保や新産業の創出、地域経済の活性化につなげ、住民の帰還及び移住等の促進その他の避難解除等区域の復興・再生の推進を図ることを目指す。
- 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、機械等の取得等又は避難対象雇用者等の雇用をした場合、もしくは当該事業の用に供する施設の新設等に要する費用の支出に充てるための「福島再開投資等準備金」を積み立てた場合、国税及び地方税の課税の特例等の適用がある。
- 県は、本計画に基づき、避難解除等区域への企業の立地を促進するための施策を総合的に講じ、関係する市町村と連携し、全力で避難解除等区域の復興・再生に取り組む。

2 企業立地促進計画の目標及び期間

(1) 目標

(取り戻すべき4つの「ふるさと」の姿)

- 原子力災害を克服し、避難解除等区域の迅速な復興・再生を実現するため、本計画では、以下の4つの「ふるさと」を取り戻し、「将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること」を目指すべき目標として掲げ、効果的に計画を推進する。

① 避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」

- 帰還する住民や移住者等が安定して働く場を確保することが必要となる。
- 製造業やコールセンター等の情報通信業等、相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の安定した雇用の創出につなげ、避難解除区域の住民等が働くことができる「ふるさと」を取り戻す。

② 地域の創富力¹が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」

- 原子力関連産業に代わる新産業の創出等により、地域の経済的な自立性を高めていくことが必要であり、特に、福島イノベーション・コースト構想の推進をより一層図っていく必要がある。
- 再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙等の先導的な施策に係る事業、豊富な農林水産物を中心とした地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の創富力が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことのできる「ふるさと」を取り戻す。

③ 地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」

- 地域に安心して暮らすため不可欠な生活関連基盤が集積し、住民が集うことができる良好な生活空間を形成していくことが必要となる。
- 地域コミュニティの核として期待される小売業や、住民生活の利便性を提供する生活関連サービス業等、避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」を取り戻す。

¹富を生み出す力のこと。

④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

- 長期避難により荒廃したインフラ等の復旧を速やかに進めるとともに、単なる復旧にはとどまらない安全で新たな生活環境を創造していくことも必要となる。
- 建設業や放射性物質除去のための措置（除染）など、原子力災害により被災した施設等の復旧及び復興に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」を一刻も早く取り戻す。

(2) 対象業種

- 避難解除等区域復興再生推進事業では、それぞれ次の業種（日本標準産業分類〈平成 25 年 10 月改定〉〈平成 26 年 4 月施行〉【大分類】）に属する事業を対象とする。

【相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業】（法施行規則第 11 条第 1 号）

（業種）

- E 製造業
- G 情報通信業
- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- M 宿泊業，飲食サービス業
- N 生活関連サービス業（娯楽業を除く）
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業】（法施行規則第 11 条第 2 号）

（業種）

- A 農業，林業
- B 漁業
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- I 卸売業，小売業
- L 学術研究，専門・技術サービス業
- M 宿泊業，飲食サービス業

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は
役務の提供に関する事業】（法施行規則第 11 条第 3 号）

（業種）

- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- J 金融業，保険業
- K 不動産業，物品賃貸業
- L 専門・技術サービス業（学術研究を除く）
- M 飲食サービス業（宿泊業を除く）
- N 生活関連サービス業（娯楽業を除く）
- O 教育，学習支援業
- P 医療，福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業】
（法施行規則第 11 条第 4 号）

（業種）

- A 農業，林業（農業を除く）
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- I 卸売業，小売業
- K 不動産業，物品賃貸業（不動産業を除く）
- L 専門・技術サービス業（学術研究を除く）
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

(3) 期間

- 認定福島復興再生計画においては、「第2期復興・創生期間」である令和3年度から令和7年度の5年間をその計画の期間としている。
- 認定福島復興再生計画に即して作成する本計画においても、計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 対象区域及び基本的な考え方

(1) 対象区域

- 本計画で定める「企業立地促進区域」は、別紙に記載する 12 市町村²の避難解除区域等（避難解除区域及び現に避難指示であって法第 4 条第 4 号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域³（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、これらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。））の全域とする。

(2) 対象区域における避難解除区域等の区分別の企業の立地促進の基本的な考え方

- 企業立地促進区域内であっても、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」と、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示が出されている「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「認定特定復興再生拠点区域」とでは、その状況は大きく異なるものがある。
- そこで、区域区別に、避難解除等区域の復興・再生に当たっての区域の位置付けや、早期に立地を促進する必要のある企業の基本的な考え方等について、以下に記載する。

避難解除区域

- 「避難解除区域」は、今後の長期にわたる復旧・復興の最前線拠点となっていく地域であり、法施行規則第 11 条各号に掲げる全ての業種に属する事業を実施する企業の立地を促進して、避難解除等区域全体の復興・再生を目指していく。

避難指示解除準備区域

- 「避難指示解除準備区域」は、住民の早期帰還を見据え、除染、インフラ復旧を進め、安心できる生活環境の回復を図っていかねばならない地域である。法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地を優先的に促進するとともに、その後の企業立地促進区域内における各市町村の地域の復興・再生の状況に応じて、法施行規則第 11 条第 1 号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地も図っていくことにより、「避難指示解除準備区域」の復旧・復興を目指していく。

² 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 12 市町村をいう。

³ 避難指示解除準備区域、居住制限区域

居住制限区域

- 「居住制限区域」は、住民の被ばく線量を低減する観点から、継続して避難を求められる地域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限りその立地を認め、「居住制限区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

認定特定復興再生拠点区域

- 「認定特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域のうち概ね 5 年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限りその立地を認め、「認定特定復興再生拠点区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

(3) 立地に当たって企業が留意すべき事項

- 企業立地促進区域への立地に当たって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業は、あらかじめ、以下の事項について、県及び関係市町村と十分に協議の上、留意しなければならない。

① 各種土地利用計画との整合性の確保

- 県国土利用計画（第5次）（平成25年3月25日改定）では、企業立地促進区域を含む特に被害の大きかった地域の復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進することとしている。
- 県及び市町村の各種土地利用の計画や方針との整合性を確保し、復興まちづくりの意向に最大限協力する必要がある。

② インフラ復旧・除染実施状況の把握

インフラ復旧

- 企業立地促進区域は、地震や津波で甚大な被害を受けた地域も含まれている。
- これら地域は、国の「福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表」（復興庁）に基づき産業や生活基盤の復旧が進められていくことから、企業の立地が公共インフラ復旧の事業計画や認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の妨げとなることのないよう、その進捗状況を正確に把握する必要がある。

除 染

- 企業立地促進区域は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、放射性物質除去のための措置（除染）が講じられている区域を含んでいる。
- 避難解除区域の住民等の安全への配慮のため、国又は市町村の実施する除染実施計画や認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の進捗状況を正確に把握する必要がある。

③ 事業実施に関する留意事項の遵守

- 区域のうち、避難指示区域である「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」並びに「認定特定復興再生拠点区域」における生活及び事業活動には制限がある。
- 特に、「居住制限区域」及び「認定特定復興再生拠点区域」での事

業の実施の際には、新規立地企業についても、「避難指示区域内における活動について」（令和元年9月5日付け原子力被災者生活支援チーム通知）を遵守して、労働者等の被ばく低減に努める必要がある。

4 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

企業立地促進区域内において、事業再開や企業立地、住民の帰還及び移住等の前提となる環境回復の取組を進めるとともに、インフラ復旧、雇用回復、地域コミュニティの再生、福島イノベーション・コースト構想の推進等による地域経済の活性化に資する避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、国や市町村と連携して以下に取り組む。

(1) 企業立地・帰還及び移住等環境整備

- 企業立地や事業再開を支援するための補助、企業への工業団地に関する情報提供や、帰還及び移住等の促進を図るための環境整備等を行う。

(2) 新事業創造・創業支援

- 再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙等の新産業創出及び先進的な農林水産業等の取組を促進する技術開発、研究実証、設備導入等を支援するための補助や、地域の社会的な課題の解決等につながる新たな創業に向けた取組に対する支援等を行う。

(3) 雇用・人材育成支援

- 避難解除等区域の復興再生に資する産業人材を確保するための再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙、農林水産業等に関する人材育成や、被災者を安定的に雇用する企業等に対する雇用助成等を行う。

(4) 金融・経営支援

- 経済支援団体等を通じた経営支援体制の強化や被災企業に対する長期の低利融資等を行う。

(5) 技術開発・連携支援等

- 地域独自の商品開発に必要な情報提供や企業連携のための支援、県ハイテクプラザ等による技術開発支援、放射線測定等の支援等を行うとともに、県浜地域農業再生研究センターによる避難解除区域等の営農再開・農業再生に向けた実証研究等を実施する。

5 その他企業立地促進計画の実施に関し必要な事項

(1) 関係する市町村及び企業との必要な情報の共有化

- 企業立地促進区域への企業の立地に必要な各種情報を、一覧しやすい形で分りやすくとりまとめ、関係する市町村及び企業と共有化を図ることができるよう、速やかな情報提供に努める。

(2) 計画の進捗状況の点検と見直し

- 本計画は、計画期間を5年間としているが、避難解除等区域の状況の変化も十分想定できることから、毎年度当初に、目標の達成状況、施策（措置）の活用状況等の点検を行うとともに、その結果について公表に努める。
- また、本計画策定後に避難指示区域の見直しが行われた場合等、必要と認められる場合には、速やかに本計画の見直しを行う。

(3) 住民等への適切な情報発信

- 企業の立地を促進することによる避難解除等区域の復興・再生の状況について、ふるさとに帰還を希望する住民や全国の方々に対し、ホームページ等を活用して、分りやすく適切に情報発信する。

企業立地促進区域【田村市】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域				認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
地区名	大字	字	地番			
都路町	古道	尾ノ川	全域	/	認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
	"	下ノ久保	全域			
	"	下ノ原	全域			
	"	番坊	全域			
	"	前田	全域			
	"	上野前	全域			
	"	場々	全域			
	"	権七田	全域			
	"	柳野沢	全域			
	"	八小屋	全域			
	"	下野前	全域			
	"	稲葉下	全域			
	"	仲ノ前	全域			
	"	鍛冶屋前	全域			
	"	申西	全域			
	"	川向	全域			
	"	南作	全域			
	"	荻田	全域			
	"	反田	全域			
	"	鳥伏	全域			
	"	横山	89番地8、89番地9、89番地11、92番地1、92番地2、92番地3、92番地4、93番地1、93番地3、93番地4、93番地5、101番地1、101番地2、101番地3、101番地8、101番地9、101番地10、101番地11、101番地12、101番地13、101番地14、101番地15、105番地1、105番地2、105番地3、112番地1、112番地2、112番地3、115番地1、115番地2、116番地1、116番地2、116番地3、117番地1、117番地2、117番地3、117番地4、117番地5、117番地6、117番地7、117番地8、117番地9、117番地10、118番地、119番地、124番地、125番地、129番地1、129番地2、129番地3、129番地4、129番地5、129番地6、130番地、132番地、135番地、136番地、137番地、138番地		認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
	"	戸屋	84番地、85番地1、87番地1、87番地2、87番地4、87番地13、87番地14、87番地15、87番地16、88番地1、88番地3、88番地7、88番地8、90番地、91番地1、91番地2、91番地7、91番地8、92番地2、92番地4、93番地1、93番地3、93番地4、93番地5、95番地1、95番地3、96番地1、96番地4、96番地5、98番地1、99番地1、100番地1、100番地3、104番地1、104番地2、105番地1、106番地1、108番地1、108番地2、111番地1、111番地2、111番地3、111番地5、112番地、127番地1、127番地2、127番地3、128番地1、128番地2、128番地3、129番地、135番地、137番地、138番地、145番地		認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
	"	小滝沢	121番地1、121番地2、121番地3、121番地4、121番地7、121番地8、121番地9、121番地10、121番地11、121番地13、121番地14、121番地15、122番地2、126番地、128番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地1、141番地2、142番地、143番地、144番地、146番地2、148番地、149番地、153番地、156番地を除く全域		認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
国有林 福島森林管理署	269～283林班				認定を受けた日 (R3.3.31まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.4.1
都路町	古道	上記を除く全域	-	/	認定を受けた日 (H28.6.9まで)から 5年を経過する日ま での期間	H23.9.30
	岩井沢	全域	-			
船引町	横道	全域	-			
常葉町	堀田	全域	-			
	山根	全域	-			
国有林 福島森林管理署	251林班の一部、252林班、253林班の一部、258～270林班、283～300林班、301林班～303林班の一部					

企業立地促進区域【南相馬市】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域				認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
地区名	大字	字	地番			
小高区	片草	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
	小高	全域	-			
	大井	全域	-			
	塚原	全域	-			
	仲町	全域	-			
	田町	全域	-			
	関場	全域	-			
	西町	全域	-			
	上町	全域	-			
	東町	全域	-			
	南町	全域	-			
	大町	全域	-			
	本町	全域	-			
	南小高	全域	-			
	福岡	全域	-			
	水谷	全域	-			
	泉沢	全域	-			
	岡田	全域	-			
	村上	全域	-			
	角部内	全域	-			
蛭沢	全域	-				
井田川	全域	-				
浦尻	全域	-				
下浦	全域	-				
女場	全域	-				
耳谷	全域	-				
行津	全域	-				
上浦	全域	-				
神山	字池ノ沢	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
"	字馬場前	全域	-			
"	字馬場下	全域	-			
"	字堂平	全域	-			
"	字神山下	全域	-			
"	字竹ノ町	全域	-			
"	字土橋	全域	-			
"	字長畑	全域	-			
"	字藪倉	全域	-			
"	字大豆谷	全域	-			
"	字砂子町	全域	-			
"	字藤右工門屋敷	全域	-			
"	字鯖沢	全域	-			
"	字蛇クキ	全域	-			
"	字松ヶ沢	全域	-			
上根沢	全域	-	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
小屋木	全域	-	-			
吉名	全域	-	-			
藤木	全域	-	-			
飯崎	全域	-	-			
大田和	字下川原	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
"	字川原	全域	-			
"	字西田	全域	-			
"	字前田	全域	-			
"	字浜井場	全域	-			
"	字広畑	全域	-			
"	字館越	全域	-			
"	字上新田	全域	-			
"	字下新田	全域	-			
"	字白根	全域	-			
"	字中ノ内	全域	-			
"	字南川原	全域	-			
"	字中里	全域	-			
金谷	字北原	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
"	字作迫	全域	-			
"	字若林	全域	-			
"	字天梅	全域	-			
"	字東	全域	-			
"	字沼尻	全域	-			
"	字西田	全域	-			
"	字柳迫	全域	-			
"	字神田	全域	-			
"	字南釘野	全域	-			
"	字北釘野	全域	-			
"	字下釘野	全域	-			

	〃	字西	全域				
	〃	字南	全域				
	〃	字北	全域				
	〃	字上	全域				
	〃	字鼠内	全域				
	〃	字向田	全域				
	〃	字東川原	全域				
	〃	字西内	全域				
	北鳩原	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12	
	南鳩原	全域	-				
	小谷	全域	-				
	大富	全域	-				
	羽倉	全域	-				
	川房	全域	-				
原町区	雫	字袖原	全域	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12	
	小浜	字間形沢を除く全域	-				
	下江井	全域	-				
	小沢	全域	-				
	堤谷	全域	-				
	江井	全域	-				
	米々沢	全域	-				
	大甕	字田堤	全域	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12	
	〃	字森合	全域				
	〃	字森合東	全域				
	〃	字観音前	全域				
	高	字町田	全域	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12	
	〃	字北ノ内	全域				
	〃	字山梨	全域				
	〃	字高田	全域				
	〃	字北川原	全域				
	〃	字権現壇	全域				
	〃	字原	全域				
	〃	字鍛冶内	全域				
	〃	字館ノ内	全域				
	〃	字弥勒堂	全域				
	〃	字薬師堂	全域				
	〃	字御稻荷	全域				
	〃	字中平	全域				
	〃	字大久保前	全域				
	〃	字花木内	全域				
	〃	字高林	全域				
		小木迫	全域	-	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
		鶴谷	全域	-			
		大原	字和田城	全域			
		片倉	字行津	全域			
		馬場	字五台山	全域	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
		〃	字横川	全域			
		〃	字薬師岳	全域			
		高倉	字助常	全域	R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12
		〃	字吹屋峠	全域			
		〃	字七曲	全域			
		〃	字森	全域			
		〃	字枯木森	全域			
国有林 磐城森林管理署	2004～2063林班、2065林班、2076～2078林班、2088林班の一部、2089林班、2090林班、2095～2102林班、2130林班			R5. 7. 11	認定を受けた日 (R5. 7. 11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28. 7. 12	
上記を除く福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域					認定を受けた日 (H28. 6. 9まで) から 5年を経過する日ま での期間	H23. 9. 30	

企業立地促進区域【川俣町】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
山木屋	字赤有山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
	字赤坂	全域		
	字赤柴山	全域		
	字秋葉森山	全域		
	字新屋敷	全域		
	字居久根山	全域		
	字居久山	全域		
	字石門	全域		
	字石立目山	全域		
	字石平山	全域		
	字石森	全域		
	字磯舟山	全域		
	字板宮山	全域		
	字一舛立山	全域		
	字疣石山	全域		
	字入口山	全域		
	字入清水山	全域		
	字入山	全域		
	字岩久保山	全域		
	字大石山	全域		
	字大久入山	全域		
	字大久保	全域		
	字大沢山	全域		
	字大清水	全域		
	字大平	全域		
	字大田和山	全域		
	字大土山	全域		
	字大洪	全域		
	字大林山	全域		
	字大松平山	全域		
	字大森山	全域		
	字ヲトウカ山	全域		
	字御取段山	全域		
字ヲナカ山	全域			
字居隣林山	全域			
字鏡石山	全域			
字籠世戸山	全域			
字籠ノ作	全域			
字家野	全域			
字家野石橋山	全域			
字カネ山	全域			
字上	全域			
字上木山	全域			
字上田代	全域			
字上辰子山	全域			
字上松林山	全域			
字上三堂平山	全域			
字甲鋪	全域			
字川山	全域			
字我下山	全域			
字加郎山	全域			
字北口人山	全域			
字北向山	全域			
字キトウスズ山	全域			
字木ノ合木	全域			
字木ノ合木山	全域			
字木ノ合木米山	全域			
字木ノ根	全域			
字木向山	全域			
字久根山	全域			
字熊取	全域			
字熊ノ草	全域			
字熊森山	全域			
字桑向	全域			
字桑ノ山	全域			
字小石山	全域			

字庚申山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
字糶屋山	全域		
字小塚	全域		
字小塚山	全域		
字コナシ沢山	全域		
字小林山	全域		
字コマメ山	全域		
字五斗蒔田	全域		
字五斗蒔田前山	全域		
字坂	全域		
字境大沢山	全域		
字境山	全域		
字坂入山	全域		
字坂山	全域		
字笹久保山	全域		
字ササコ平山	全域		
字坂林山	全域		
字沢目木	全域		
字下口人山	全域		
字清水	全域		
字下	全域		
字下ヲナカ山	全域		
字下桑	全域		
字下平	全域		
字下田代	全域		
字下戸草	全域		
字下戸草山	全域		
字下長橋	全域		
字下長橋柳平山	全域		
字下松林	全域		
字下屋敷	全域		
字下屋敷山	全域		
字新田	全域		
字新田入山	全域		
字新田前	全域		
字新田山	全域		
字ジャク山	全域		
字神武山	全域		
字菅下	全域		
字菅平	全域		
字菅向	全域		
字菅ノ又	全域		
字菅ノ又山	全域		
字関入山	全域		
字関ノ上山	全域		
字瀬戸	全域		
字世戸一山	全域		
字世戸七山	全域		
字世戸四山	全域		
字世戸二山	全域		
字世戸六山	全域		
字川芎	全域		
字川芎山	全域		
字平前山	全域		
字平山	全域		
字高屋敷	全域		
字高屋敷入山	全域		
字タキノコ山	全域		
字田代山	全域		
字田代日山麓	全域		
字タツコ山	全域		
字田畑	全域		
字田羽根山	全域		
字田向山	全域		
字段ノ越山	全域		
字茶釜石山	全域		
字地切	全域		
字地切山	全域		
字地藏山	全域		
字ツバクラ石山	全域		
字津間	全域		
字津山	全域		
		R6. 3. 30	H29. 3. 31
		R6. 3. 30	H29. 3. 31
		R6. 3. 30	H29. 3. 31
		R6. 3. 30	H29. 3. 31

字寺大久保山	全域		
字寺山	全域		
字天王山	全域		
字トウバ山	全域		
字戸草	全域		
字戸草コイト山	全域		
字戸草山	全域		
字戸久保山	全域		
字所久保山	全域		
字戸下向山	全域		
字問屋	全域		
字百々目木山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
字中大沢山	全域		
字中平上山	全域		
字中平	全域		
字長橋	全域		
字長橋山	全域		
字長橋柳平中山	全域		
字長畑	全域		
字中森山	全域		
字長山	全域		
字西平	全域		
字西ノ脇	全域		
字沼カイリ山	全域		
字沼ノ入	全域		
字鼠喰	全域		
字野越山	全域		
字野取場山	全域		
字羽石山	全域		
字八久保山	全域		
字羽附山	全域		
字羽土山	全域		
字放森山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
字浜江場	全域		
字林山	全域		
字羽山	全域		
字半蔵山	全域		
字八木	全域		
字八木山	全域		
字馬場平	全域		
字東入山	全域		
字東ノ沢山	全域		
字東山	全域		
字彦七山	全域		
字藤小山	全域		
字古後山	全域		
字細後山	全域		
字細畑	全域		
字細畑入山	全域		
字細畑東山	全域		
字細畑山	全域		
字房由	全域		
字前ノ山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
字三道平	全域		
字向大沢山	全域		
字向川山	全域		
字向木ノ根山	全域		
字向世戸山	全域		
字向田山	全域		
字向地山	全域		
字向戸草	全域		
字向長橋	全域		
字向長橋山	全域		
字向長橋居根山	全域		
字向畑山	全域		
字向東山	全域		
字向山	全域		
字元屋敷	全域		
字焼米平山	全域		
字弥次畑山	全域		

	字ヤッキリ山	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
	字柳平入山	全域		
	字山ノ神山	全域		
	字吉口山	全域		
	字由谷地山	全域		
	字呼石山	全域		
	字雷神山	全域		
	字ラントウ山	全域		
	字六分山	全域		
	字蕨平	全域		
	字小鈴山	全域		
	字石森前	全域		
	字上平	全域		
	字広野原	全域		
	字田の神	全域		
	字大黒前	全域		
	字高平	全域		
	字寺前	全域		
	字戸草前	全域		
	字鼠喰前	全域		
	字広平	全域	R6. 3. 30	H29. 3. 31
	字日向	全域		
	字細田	全域		
	字房由前	全域		
	字社前	全域		
	字由口	全域		
	字坂前	全域		
	字田代	全域		
	字八木中	全域		
	字八木西	全域		
	字八木東	全域		
	字八木前	全域		
	字八木南	全域		
	字新地切	全域		
	字入久保山	全域		
	字大久保入山	全域		
	字上大沢山	全域		
	字木ノ間山	全域		
	字境林山	全域		
	字坂下	全域		
	字坂下向山	全域		
	字世戸八山	全域		
	字羽馬山	全域		
	字橋端山	全域		
	字羽山向山	全域		
	字東久保山	全域		
	字広久保山	全域		
	字平蔵林山	全域		
	字丸四天山	全域		
	字水境	全域		
	字向出山	全域		
	字向羽山	全域		
国有林 福島森林管理署	161～165林班、167林班		R6. 3. 30	H29. 3. 31

企業立地促進区域【広野町】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域		認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字			
全域			認定を受けた日 (H28.6.9まで) から 5年を経過する日ま での期間	H23.9.30

企業立地促進区域【檜葉町】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
井出	全域	-	R4.9.4	認定を受けた日 (R4.9.4まで) から 5年を経過する日ま での期間	H27.9.5
大谷	字乙次郎を除く全域	-			
上小埜	全域	-			
上繁岡	全域	-			
北田	全域	-			
下小埜	全域	-			
下繁岡	全域	-			
波倉	全域	-			
前原	全域	-			
山田岡	字大坂を除く全域	-			
山田浜	全域	-			
国有林 磐城森林管理署	648～661林班、663林班、701～710林班、736～741林班、758林班				
上記を除く全域					

企業立地促進区域【川内村】

令和3年4月時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
上川内	字切払	501番地1、501番地3	R3. 9. 30	認定を受けた日 (R3. 9. 30まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26. 10. 1
	字大四郎	506番地3、506番地4、519番地			
	字檜生	501番地5から501番地7、502番地1、502番地2、503番地57から503番地59を 除く全域			
	字金子塚	全域			
	字大鷹鳥谷	全域			
	字小鷹鳥谷	全域			
	字高山	501番地			
	字炭焼場	10番地1、502番地、503番地1、504番地、514番地1、514番地7、514番地8、514 番地12から514番地17、515番地1から515番地5、516番地1、516番地6			
	字弓目幾	501番地5、501番地8、501番地9、502番地、505番地、506番地、507番地、508番 地を除く全域			
下川内	字田ノ入	9番地、15番地、16番地、19番地1から19番地6、20番地1、20番地8、21番地1か ら21番地3、22番地1、22番地3から22番地5、23番地、24番地、27番地1、27番 地4から27番地6、28番地3、30番地1から30番地3を除く全域	R3. 9. 30	認定を受けた日 (R3. 9. 30まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26. 10. 1
	字鍋倉	全域			
	字道ノ下	522番地1			
	字糠塚	全域			
	字南	全域			
	字吉ノ田和	全域			
	字毛戸	全域			
	字五枚沢	全域			
	字上滝	全域			
	字館山	501番地1、514番地から528番地、530番地			
	字篠平	全域			
	字坂シ内	133番地5、141番地7、152番地1から152番地3、153番地1から153番地5、155 番地2、156番地2から156番地4、156番地6、157番地4、157番地8、158番地2か ら158番地4、159番地2、159番地4、159番地6から159番地16、160番地9、161 番地1から161番地3、162番地2、162番地3、167番地3、167番地9、167番地19、 176番地3、176番地5、176番地14、236番地1、236番地2、511番地から513番 地、547番地、548番地			
	字山梨作	全域			
	字ドブ	501番地、503番地1			
	字下仁井倉	全域			
	字宮坂	501番地、501番地15から501番地19、501番地22から501番地26、502番地か ら506番地			
	字原	73番地14、73番地15、73番地29、73番地30、106番地9、106番地23から106番 地27、106番地34、106番地35、106番地37、106番地39から106番地42、106番 地46、504番地1から504番地6、505番地から510番地			
字横根	501番地				
字平沢	17番地、18番地4、18番地6から18番地8、45番地24、70番地17から70番地20、 70番地22から70番地29、70番地32から70番地37、70番地44から70番地56、 70番地58から70番地62、70番地64、70番地67、70番地71から70番地76、70番 地78、86番地2、86番地8、87番地4、88番地2、98番地1、98番地2、98番地4、98 番地5、501番地1から501番地6、503番地から505番地、507番地、508番地1、 508番地2、511番地1から511番地4、512番地から515番地				
字北川原	103番地34から103番地50、179番地3、524番地1、524番地2、524番地4、530番 地から536番地、537番地1、537番地2、537番地4、538番地から543番地				
字小田代	527番地、528番地、549番地、550番地1から550番地5、551番地				
大字下川内	字貝ノ坂	全域	R5. 6. 13	認定を受けた日 (R5. 6. 13まで)から 5年を経過する日ま での期間	H28. 6. 14
	字荻	全域			
国有林 磐城森林管理署	601～603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630～637林班、638林班の一部				
上記を除く全域				認定を受けた日 (H28. 6. 9まで)から 5年を経過する日ま での期間	H23. 9. 30

企業立地促進区域【富岡町】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
中央1丁目	全域	-	R6.3.31	H29.4.1
中央2丁目	全域	-		
本町1丁目	全域	-		
本町2丁目	全域	-		
夜の森南3丁目	全域	-		
夜の森南4丁目	全域	-		
夜の森南5丁目	全域	-		
下郡山	字下郡	全域		
	字原下	全域		
	字真壁	全域		
毛萱	字浜畑	全域		
	字前川原	全域		
仏浜	字釜田	全域		
	字西原	全域		
小浜	字反町	全域		
	字中央	全域		
	字大膳町	全域		
小良ヶ浜	字深谷	808番地1		
大菅	字蛇谷須	1番地64を除く全域	R6.3.31	H29.4.1
	字川田	1番地3		
	字大平	1番地、1番地4、1番地89から1番地94、1番地96、1番地97、2番地1、2番地3、3番地から5番地、6番地1から6番地3、14番地1から14番地5、15番地、169番地1から169番地9、170番地、171番地、172番地1から172番地3、173番地から179番地、181番地から184番地、298番地1から298番地3		
上郡山	字岩井戸	全域	R6.3.31	H29.4.1
	字滝ノ沢	全域		
	字半弥沢	全域		
	字太田	全域		
	字上郡	全域		
	字清水	全域		
	字関名古	全域		
字前山	全域			
本岡	字赤木	全域	R6.3.31	H29.4.1
	字王塚	全域		
	字上本町	全域		
	字清水前	全域		
	字関ノ前	全域		
	字沼名子	全域		
	字日向	全域		
	字本町	全域		
	字本町西	全域		
字新夜ノ森	15番地2、15番地5、49番地2、49番地210から49番地217			
上手岡	字川原沢	全域	R6.3.31	H29.4.1
	字沢山	全域		
	字大木戸川原	全域		
	字広表	全域		
	字後作	全域		
	字後田	全域		
	字大石原	全域		
	字片倉	全域		
	字上千里	全域		
	字家老沢	全域		
	字権現山	全域		
	字下千里	全域		
	字杉内	全域		
	字善正前	全域		
	字外内	全域		
	字高津戸	全域		
	字西ノ上	全域		
	字坂ノ上	全域		
	字麓山	全域		
	字日南郷	全域		
字平道地	全域			
字前川原	全域			
字茂手木	全域			
字下蔵地	全域			
字沢女	全域			
国有林 磐城森林管理署	539～542林班、644林班、646林班、647林班及び662林班のうち富岡川から南の区域 639～643林班及び662林班のうち、富岡川以北であり植松川から南の区域		R6.3.31	H29.4.1

別紙

本岡	字新夜ノ森	12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、13番地5、13番地7、13番地8	R9.3.9	R2.3.10
	県道夜ノ森停車場線	(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)		
	町道夜の森桜通り線	(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)		
	町道都市計画4号線	(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)		
	町道坊小屋桜通り線	(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)		
	町道夜の森区画街路2号線	(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)		
	町道夜の森区画街路13号線	(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)		
	町道夜の森区画街路17号線	(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)		
	町道夜の森区画街路34号線	(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)		
	第三大管こ線道水路橋			
	東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域			

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域		認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字 地番		
蛇谷須地区を除く大菅行政区、夜の森駅前北行政区、夜の森駅前南行政区、新夜ノ森行政区			

企業立地促進区域【大熊町】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
野上	字旭ヶ丘 字井戸神沢 字大森 字楓沢 字高家老 字岳ノ縊 字束松 字望洋平	全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域	R8. 4. 9	H31. 4. 10
熊	字錦台	173番地から178番地、179番地1、179番地2、180番地1、180番地2、181番地1、181番地2、182番地1、182番地2、183番地1、183番地2、184番地1、184番地2、185番地1、185番地2、186番地から188番地、189番地1、190番地、191番地1		
大川原	字手の倉 字西平 字南平	全域 全域 全域		
国有林 磐城森林管理署	505～510林班、512～515林班、518林班、519林班、521～524林班、528林班、530林班、534林班、536～538林班			
	県道大野停車場大川原線 (大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先から大字下野上字清水624番2地先まで) 町道西20号線 (大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで) 町道西49号線 (大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで) 大熊町大字下野上字大野 98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、791番地1、797番地1、811番地 大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、120番地12、247番地30 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域		R9. 3. 4	R2. 3. 5

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
下野上	一部			
夫沢	一部			
小入野	一部			
熊	一部			
野上	一部			

企業立地促進区域【双葉町】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
両竹	全域	-	R9.3.3	R2.3.4
中野	全域	-		
中浜	全域	-		
長塚	字町西	36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3		
国有林 磐城森林管理署	547林班のうち「に」及び「ほ」の区域			
町道長塚・新山線	(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)			
町道久保前・中浜線	(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)			
町道鬼木・広町線	(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)			
町道久保前・下条線	(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)			
町道町西3号線	(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)			
町道町西1号線	(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)			
町道町西2号線	(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)			
国道6号	(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))			
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域				

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
目迫	一部			
水沢	一部			
松倉	一部			
前田	一部			
長塚	一部			
中田	一部			
新山	一部			
上羽鳥	一部			
下羽鳥	一部			

企業立地促進区域【浪江町】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
請戸	全域	-	R6. 3. 30	H29. 3. 31
中浜	全域	-		
両竹	全域	-		
幾世橋	全域	-		
北幾世橋	全域	-		
棚塩	全域	-		
高瀬	全域	-		
権現堂	全域	-		
西台	全域	-		
藤橋	全域	-		
牛渡	全域	-		
樋渡	全域	-		
川添	全域	-		
小野田	全域	-		
谷津田	全域	-		
田尻	全域	-		
立野	全域	-		
苅宿	全域	-		
加倉	全域	-		
酒田	全域	-		
国有林 磐城森林管理署	1312林班			

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
室原	家老地区を除く全域		/	/
末森	全域			
大堀	一部			
津島	一部			
下津島	一部			
南津島	一部			

企業立地促進区域【葛尾村】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であつて法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
落合	字関下	全域	R5. 6. 11	H28. 6. 12
	字西ノ内	全域		
	字菅ノ又	全域		
	字落合	全域		
	字夏湯	全域		
	字大放	全域		
	字手倉	全域		
	字家老川	全域		
	字木取場	全域		
	字大笹	全域		
葛尾	字風越	全域	R5. 6. 11	H28. 6. 12
	字梨木平	全域		
	字堂平	全域		
	字中平	全域		
	字銅谷平	全域		
	字敷井畑	全域		
	字中清水	全域		
	字関場	全域		
	字北平	全域		
	字登館	全域		
	字八ツ田	全域		
	字仲田	全域		
	字東平	全域		
	字板木	全域		
	字下ノ内	全域		
字湯口	全域			
字小坂	全域			
字広谷地	全域			
上野川	字東	全域	R5. 6. 11	H28. 6. 12
	字仲谷地	全域		
	字上野川	全域		
	字宝伝前	全域		
	字赤根久保	全域		
	字遠ノ子	全域		
	字静田和	全域		
	字仲迫	全域		
	字境ノ岫	全域		
	字一盃森	全域		
	字三本松	全域		
字蟹山	全域			
野川	字湯ノ平	全域	R5. 6. 11	H28. 6. 12
	字十良内	全域		
	字六良田	全域		
	字町	全域		
	字関場	全域		
	字廻田	全域		
	字仲ノ内	全域		
	字南仲ノ内	全域		
	字草刈場	全域		
	字浜井場	全域		
	字中島	全域		
	字蔵久	全域		
	字清ノ内	全域		
字湯殿	全域			
国有林 磐城森林管理署	1062～1064林班、1226～1286林班		R5. 6. 11	H28. 6. 12

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
葛尾	字柏原	一部		
	字野行	一部		

企業立地促進区域【飯舘村】

令和3年4月時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
八木沢	全域		R6. 3. 30	H29. 3. 31
芦原	全域			
大倉	全域			
佐須	全域			
二枚橋	全域			
須萱	全域			
草野	全域			
深谷	全域			
伊丹沢	全域			
関沢	全域			
小宮	全域			
沼平	全域			
飯樋	全域			
比曾	全域			
蕨平	全域			
関根	全域			
松塚	全域			
白石	全域			
前田	全域			
国有林 磐城森林管理署	2208～2234林班、2301～2303林班、2306～2309林班、2313～2365林班			

2. 認定特定復興再生拠点区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
長泥	字長泥	一部		
	字曲田	一部		